

公 示 日 : 2021 年 5 月 26 日

調達管理番号 : 21a00296

国 名 : ベトナム国

担当部署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

調達件名 : ベトナム国ベトナム北部地域・先進技術導入及び高付加価値化による持続的かつ安全な果物・野菜バリューチェーン強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 7 月中旬から 2021 年 10 月上旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.70M/M、国内 0.50M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 6 月 16 日（水）（12 時まで）
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 6 月 30 日（水）までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・

選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
- 本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」という）では、2020 年には 1 人当たり GDP が 3,400 米ドルを超え、ドイモイ政策開始当初の水準 310 米ドル（1996 年）に比して、24 年間で約 10 倍となるなど、著しい経済成長を遂げている。所得の向上に伴い都市部の中間層などを中心に安全・安心な食品への需要が高まる一方で、ベトナムでは農産物の生産拡大に伴い、農薬や化学肥料等の使用量が増大しており、農産物の安全性確保が喫緊の課題となっている。

このような状況の中、ベトナム農業農村開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development、以下、「MARD」という）および地方政府は、農産品の安全性を向上させるため、適正農業生産規範（Good Agriculture Practice：GAP、以下「GAP」という）に適合した農産物の生産を推進すると共に、政府関係者、研究機関、農家と市場を繋ぐために、農業普及システム

(Agricultural Extension System) を活用し、GAP に沿った安全な農産品生産に関するプログラムや技術ガイドラインの策定を進めてきた。

JICA は、2010 年から 2013 年まで技術協力プロジェクト、ベトナム国「農産物の生産体制および制度能力運営向上プロジェクト」を実施し、安全作物生産に関する意識と生産技術の向上を支援した。同プロジェクトでは、65 項目からなるチェック項目により農産品の安全性を確保する技術基準である Viet GAP から、栽培技術に直接関連する 26 項目のみを抽出した「Basic GAP」を提唱し、必要最低限の初期投資のみを要する簡易版 Viet GAP として普及を促した。「Basic GAP」を導入した農協では、肥料・農薬の投入量の把握が容易になったことで、投入要素の節約に繋がり、営農状況が改善している。これを受け、JICA は 2016 年より 2021 年まで、「Basic GAP」の更なる普及・拡大により、安全作物の栽培・普及を目指すベトナム国「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」を実施している。GAP 導入により農家の収益性が向上しない限り普及が見込めないことから、安全作物の高付加価値化のため、同プロジェクトでは安全作物の販路開拓や消費者に対するマーケティング活動支援に加え、消費者への安全作物の理解促進を行っている。

これらのプロジェクトにおける成果に基づき、安全な野菜・果物の生産モデルを構築・拡張し、ポストハーベスト・ロスの削減や、生産プロセスにおけるデジタル技術の活用等を通じて、付加価値の高い農産品バリューチェーンの構築と、持続可能な営農管理を促進することを目的として、ベトナム政府は我が国政府に対し、ベトナム国「ベトナム北部地域・先進技術導入及び高付加価値化による持続的かつ安全な果物・野菜バリューチェーン強化プロジェクト」(以下、「本事業」という)の実施を要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、2021 年度中の本プロジェクト開始を目指し、プロジェクト目標の設定、妥当性の確認、投入、活動、総事業規模、ジェンダー主流化ニーズ調査・分析、事業スケジュール、広報計画等を含む、詳細計画を決定することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価 6 項目(妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、本事業の詳細計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする

(1) 国内準備期間（2021年7月中旬）

① 関連資料・情報の収集・分析等

ア) 既存の文献、関連する情報等（政策、要請書等）の収集・分析・内容把握を行う。また、JICA 及び他ドナー（世界銀行、アジア開発銀行など）による類似案件の成果、課題、教訓を把握する。

イ) 収集すべき情報・資料リスト（案）（英文）を作成する。

ウ) 他団員と協力して資料を収集し、分析・内容把握を行う。

② ベトナムにて実施中の関連案件専門家等からの情報収集

ア) Eメールやオンライン会議等を通して情報収集を行う。

③ 調査項目（案）の作成

ア) 上記を踏まえ、評価グリッドを作成し、担当分野の調査項目（案）を作成する。ジェンダー、対象地域における農業の気候変動リスクについても調査項目に含めるよう留意する。

イ) 発注者と内容を確認する。

④ 事前質問票（案）の作成・回収。

ア) 相手国側関係機関・関係者（C/P 機関（MARD 本省の関連部署、対象省の農業農村開発局（DARD）など）、他ドナー、農家等）に対する担当分野の事前質問票（案）（英文）を作成する。

イ) 発注者と内容を確認したうえで、発注者を通じて配布する。

ウ) 事前質問票の結果を取りまとめ、必要に応じて現地調査内容に反映させる。

⑤ インタビュー（案）の作成

ア) 相手国側関係機関・関係者（C/P 機関、他ドナー、農家等）のインタビューリスト（案）及び内容（案）を作成する。

イ) 発注者と内容を確認する。

⑥ PDM 素案等の検討

ア) 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、プロジェクトの Project Design Matrix（以下「PDM」という）素案（和文、英文）、Plan of Operation（以下「PO」という）素案（和文・英文）を検討する。また、協議用資料等の作成に協力する。

⑦ 会議への参加

ア) 団内打合せ、各種会議等に参加する。

イ) 必要に応じて打合せ、会議等で用いる資料を作成する。

ウ) 他団員と協力して議事録を作成する。

(2) 現地業務期間 (2021年8月中旬から9月上旬を予定)

① 評価手法の説明

ア) 相手国 C/P 機関に対し、プロジェクトの評価手法について説明を行う。

② 情報収集:インタビュー、収集資料等を通して、以下の情報収集を行う。

・ 相手国の関連政策、関連省庁等

・ 相手国 C/P 機関の相手国における位置づけ、所掌業務、活動実績、予算、人員等

・ 果樹・野菜のバリューチェーンに関する現況・課題

・ 対象農家の関連分野に係る状況 (生産量、収入、課題、ジェンダー等)

・ 関連分野における他ドナーの援助動向及び連携可能性、役割分担

③ C/P 機関等との協議への参加:協議に参加し、必要に応じて調査結果や分析等を取りまとめて発表する。

④ 調査結果を踏まえて、PDM 案 (和文、英文)、PO 案 (和文・英文)、プロジェクトの運営体制、実施上の留意点等を、他団員と協力して検討・提案する。

⑤ Minutes of Meetings (以下、「M/M」という) (英文) の作成に協力する。

⑥ 他団員と協力して協議、インタビューに係る議事録を作成する。

(3) 帰国後整理期間 (2021年9月中旬)

① 団内打合せ、帰国報告会に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) を作成し、そのとりまとめに協力する。

③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) を作成するとともに、同報告書全体のとりまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年9月29日までに提出。

次の①～④を電子データにて提出すること。

- ① 詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 事業事前評価表（案）（和文）
- ③ 議事録（担当分）
- ④ PDM・PO（案）（英文・和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ハノイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現時点では、現地業務期間は2021年8月13日から9月2日（仮）（7月30日のフライトで渡航し2週間の隔離期間後の現地業務開始）を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 団長/総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) バリューチェーン強化（JICA）
- エ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舍手配：あり

- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通 訳 備 上：英語もしくは日本語⇄ベトナム語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8417）にて配布します。
・ベトナム国「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」
終了時評価報告書(案)

- ① 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れ

る体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上